

小規模森林整備事業費補助金

森林整備のための 補助金を交付します！

補助率

事業費の7割補助（3割自己負担）

※1haあたり140万円
の限度額あり

例：2,000㎡

0.2ha × 140万円 = 28万円

対象事業

間伐、除伐、枝打ち、下刈り、竹の除去
薬剤散布（病害虫対策のみ）

交付要件

- ・ 登記地目が山林であること。
- ・ 森林面積が500㎡以上3ha未満であること。
- ・ 国または県の森林整備補助金交付後、10年以上経過していること。
- ・ 市税を滞納していないこと。

など

※その他、要項で定める交付要件がございます。

※予算に限りがあるため、実施先の選定を行います。

相談期間：4月から11月末日まで



詳細はホームページを
ご覧ください。

相談先：土浦市農林水産課振興係
TEL：029-826-1111（内線2711）